

＜子ども・子育て支援交付金（子ども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和 8 年度予算案 2,453 億円の内数（2,219 億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

- 利用者支援
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援を行う。
- 地域連携
利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。
- 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を 1 名以上配置（基本Ⅲ型を除く）
※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

② 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
- 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を 1 名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体等

- 【実施主体】 市町村（特別区を含む）
 【補助率】 ①～③※ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）
 ④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）
 ※ 2/3 の国庫補助率の対象は、財政力 1 未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が 1 億円を超えない自治体とし、その他の自治体は④の国庫補助率とする
 【主な令和 8 年度補助基準額案】

基本 I 型	基本 II 型	基本 III 型	特定型	子ども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,508 千円	2,569 千円	325 千円	3,446 千円	※職員配置形態等により異なる	※妊産届出受理数により異なる

③ 子ども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全このことと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④ 妊婦等包括相談支援事業型

- 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型②子ども家庭センター型で実施することも可能。

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型は R5 まで、子ども家庭センター型は R6 から、妊婦等包括相談支援事業型は R7 から（子ども家庭センター型の箇所数は、母子保健機能、児童福祉機能のどちらかを実施する場合も対象とした箇所数）

	基本型	特定型	母子保健型	子ども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R 5 年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241
R 6 年度	1,444	391	—	2,117	—	3,952

